

## はじめに

学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。また、近年の急速な情報技術の進展により、インターネットへの動画サイトの投稿など、新たないじめ問題が生じるなど、いじめはますます複雑化、潜在化する状況にあります。

改めて、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、平成26年2月に「宮崎県いじめ防止基本方針」、また4月に「高原町いじめ防止基本方針」が策定されたことを受け、高原小学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めました。高原小学校において学校を挙げ、いじめ防止に全力で取り組んでいくことを強く宣言致します。

## 目 目

### 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの防止等に関する基本的考え方
  - (1) いじめの未然防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめに対する措置

### 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のための組織
- 2 いじめの防止等に関する措置
  - (1) いじめの防止
  - (2) いじめの早期発見
  - (3) いじめに対する措置
  - (4) インターネット上のいじめへの対応
- 3 その他の留意事項
  - (1) 組織的な指導体制
  - (2) 校内研修の充実
  - (3) 校務の効率化
  - (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実
  - (5) 地域や家庭との連携について
  - (6) 関係機関との連携について
- 4 重大事態への対処

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

- 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

【参考】別紙1～4

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- (1) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、このことは、いじめを受けた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行います。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指します。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。
- (5) いじめを受けた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「いじめ不登校対策委員会等」という。）へ情報提供することは必要となります。
- (6) 具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。
  - ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれや集団による無視をされる、陰口を言われる
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる
  - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要となるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。
- これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のもとで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要です。

## 2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合があります。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

## 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

児童一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保障する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめの防止等の取組を行います。

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

### (1) いじめの未然防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も重要であると考えます。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

### (3) いじめへの対処

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応します。また、家庭や町教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行います。

## 第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、すでに設置している「すこやか委員会（いじめ不登校対策委員会）」を充てることにします。なお、年間5回（4・8・10・12・3月）行い、いじめ事案発生時は緊急に関係職員によるケース会を開催し、対策を講じます。

※ すこやか委員会は全職員で実施します。

#### 【活 動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成、学校いじめ防止プログラムの策定
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

### 2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1参照

#### (1) いじめの未然防止

##### ア 児童が主体となった活動

望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 「あいさ2の日」の実施
- ボランティア活動の推進
- 全校児童による「みんなで遊ぼう」の実施
- 全校児童による友達のよいところを見つける「せいこう旌行の木」の取組
- 児童主体による学校行事の推進
- 当番、係活動の取組

##### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 個に応じたわかる・できる授業の展開
- 職員相互の授業研究会等による授業力向上等の取組

(イ) 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 「学校生活アンケート」をもとにした教育相談の実施
- 児童がいじめを発見した場合、傍観者とならず、職員や保護者・地域住民に知らせたりするなど、いじめを止めさせるための行動をとる態度の育成

(ウ) 全教育活動を通して道徳教育を推進し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育み、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論するなどのいじめの防止に資する学習に取り組みます。

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

- P T A総会での学校の方針説明
- 学校通信を活用したいじめの防止活動の報告
- 人権週間による保護者への啓発
- 保護者を対象とした研修会の開催

## (2) いじめの早期発見

- ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有します。
  - 児童が発する具体的なサインの作成と共有 **※別紙 2、3 参照**
- イ 定期的に教育相談を実施し、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。
  - 「学校生活アンケート」をもとにした教育相談の実施（教育相談週間）
  - 相談窓口の周知
    - ・学校
    - ・ふれあいコール（県教育研修センター）
    - ・町適応指導教室
- ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童・保護者を対象に定期的なアンケート調査を実施します。
  - 学校独自の「学校生活アンケート」の実施
  - 県下一斉のアンケートの実施
- エ すこやか委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。
  - すこやか委員会での情報の共有
  - 進級時の情報の確実な引継ぎ
  - 過去のいじめ事例の蓄積

## (3) いじめに対する措置

**※別紙 4 参照**

- ア いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - 教職員は、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
  - いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
  - いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに生徒指導主事及び管理職に連絡し、組織的に対応し被害児童を守り通します。
- イ 情報の共有
  - アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はケース会で報告し、情報の共有化を図ります。
- ウ 事実関係についての調査
  - 速やかにケース会を開き、調査の方針について決定します。
  - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町・県教育委員会に直ちに報告します。
  - 児童及び教職員の聴き取りに当たっては、担任の職員のほか、児童が話をしやすいよう担当する職員を選任します。
  - 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。
- エ 解決に向けた指導及び支援
  - 専門的な支援などが必要な場合には、県教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談します。
  - 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
  - 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時ケース会及びすこやか委員会で決定します。

- 事実関係が把握された時点で、「すこやか委員会（いじめ不登校対策委員会）において、指導及び支援の方針を決定し、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

#### **いじめられた児童とその保護者への支援**

##### **【いじめられた児童への支援】**

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

##### **【いじめられた児童の保護者への支援】**

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にすることなどの協力を求める

#### **いじめた児童への指導又はその保護者への支援**

##### **【いじめた児童への支援】**

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

##### **【いじめた児童の保護者への支援】**

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・児童や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

##### **【保護者同士が対立する場合などへの支援】**

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・町教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

#### **いじめが起きた集団への働きかけ**

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじ

めの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

- 校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。
- 生命や心身・財産への被害など、いじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応します。

カ 継続指導・経過観察

- 全教職員で少なくとも3か月は見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。
- いじめが「解消している」状態とは
  - ・ いじめに係る行為が止んでいること
  - ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（被害者本人及びその保護者）

キ 出席停止等の措置等

いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるよう、いじめを行った児童とその保護者に対して、該当児童の出席の出席停止を命ずる等、町教育委員会と連携しつつ状況に応じて必要な処置を講じます。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネットいじめとは

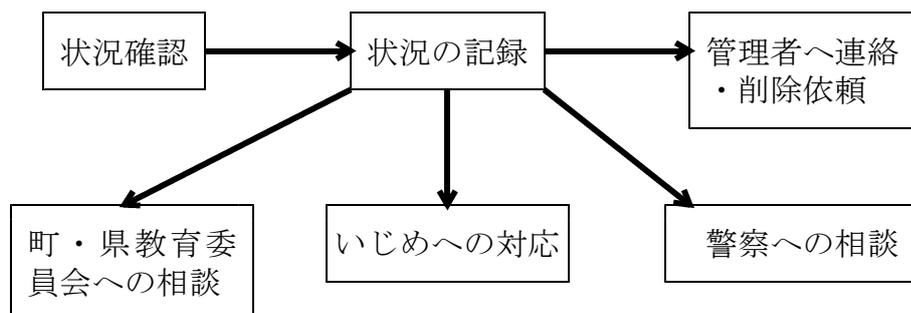
文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ インターネットいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。（家庭内ルールの作成など）
- 授業や朝の会、帰りの会、集会等において情報モラル教育についての指導を行います。
- 児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ インターネットいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込み等を発見したときには、次の手順により対処します。



### 3 その他の留意事項

#### (1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、ケース会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

#### (2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

#### (3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

#### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

#### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、地域との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

##### ① 教育委員会との連携

- ・ 関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・ 町教育相談員、スクールカウンセラーへの連絡・相談

##### ② 警察との連携

- ・ 生命や心身、財産に重大な被害が疑われる場合
- ・ 犯罪等の違法行為がある場合

##### ③ 福祉関係との連携

- ・ スクールソーシャルワーカーの活用（町・県教育委員会への依頼）
- ・ 町民福祉課への連絡・相談
- ・ 家庭の養育に関する指導・助言
- ・ 家庭での児童の生活、環境の状況把握

##### ④ 医療機関との連携

- ・ 精神保健に関する相談
- ・ 精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための附属機関（西諸地区いじめ問題対策専門家委員会）に協力します。
- 児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・ 児童が自殺を企図した場合
    - ・ 精神性の疾患を発症した場合
    - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
    - ・ 高額の商品を奪い取られた場合など
  - 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針に関しては、国・県・町の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。